

## 議案第28号

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年山陽小野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民等」の次に「(市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条第2項を削る。

第6条中「を行わなければならない。」を「に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」に改める。

第8条中「第6条」を「第7条」に改める。

第9条第1項及び第2項中「第7条」を「第8条」に改める。

第10条中「第9条第1項」を「第12条」に改め「空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等であると認めるときは、当該管理不適切」及び「又は指導」を削る。

第11条中「管理不適切空家等」を「管理不全空家等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、<u>市民等（市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。以下同じ。）</u>の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進並びに空家等の活用促進による地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進並びに空家等の活用促進による地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>管理不適切空家等</u> 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、特定空家等になるおそれのある空家等をいう。</p> <p>(2) <u>市民等</u> 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。</p>

(空家等の所有者等の責務)

第6条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(空家等対策計画)

第8条 市長は、法第7条第1項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策計画を定め、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第9条 法第8条第1項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織し、委員(市長を除く。以下この条において同じ。)は、法第8条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3～5 (略)

(情報の提供又は助言等)

第10条 市長は、法第12条の規定により空家等の所有者等又はその関係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供、助言その他必要な援助を行うことがで

(空家等の所有者等の責務)

第6条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

(空家等対策計画)

第8条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策計画を定め、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第9条 法第7条第1項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織し、委員(市長を除く。以下この条において同じ。)は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3～5 (略)

(情報の提供又は助言等)

第10条 市長は、法第9条第1項の規定により空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等であると認めるときは、当該管理不適切空家等の所有者等又は

きる。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、特定空家等又は管理不全空家等に倒壊、崩壊その他著しい危険が切迫し、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る特定空家等又は管理不全空家等(以下「措置対象空家等」という。)の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該措置対象空家等の所有者等に通知するものとする。

3・4 (略)

その関係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供、助言その他必要な援助又は指導を行うことができる。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、特定空家等又は管理不適切空家等に倒壊、崩壊その他著しい危険が切迫し、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る特定空家等又は管理不適切空家等(以下「措置対象空家等」という。)の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該措置対象空家等の所有者等に通知するものとする。

3・4 (略)